

平成26年度税制改正大綱

平成25年12月27日

☆ 今年も一年間ありがとうございました。
12月29日(日)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月6日(月)より営業いたしますので、何とぞよろしくお願いいたします。

12月12日に来年度の税制改正大綱が発表されましたので、この中から身近なものを中心に紹介させていただきます。

1. 所得税関係

(1) 給与所得控除額の縮小

給与所得控除とは、年収の一部を必要経費とみなして所得税や住民税を減額する制度です。平成24年以前は、年収が増えるほど控除額も青天井で増加しましたが、平成25年から年間の給与収入が1,500万円以上の場合、給与所得控除額が245万円という上限が設けられました。その上限が、以下のようにさらに下がることになりました。

①平成28年分の所得税

上限額が適用される給与収入…1,200万円

給与所得控除の上限額…230万円

②平成29年分以後の所得税

上限額が適用される給与収入…1,000万円

給与所得控除の上限額…220万円

年間給与額が1,200万円を超える方にとっては平成28年から、1,000万円を超える方にとっては平成29年から確実に増税となります。

(2) NISA (少額投資非課税制度)

以前、紹介させて頂いたNISA (少額投資非課税制度)が、平成26年1月1日より導入されます。この制度を利用することにより、平成26～35年までの10年間、毎年100万円の非課税投資枠が設定され、投資金額100万円分までの株式投資や投資信託にかかる値上がり益や配当金(分配金)が非課税となります。

現行制度では、一定の間(平成26～29年、平成30～33年、平成34～35年という勘定設定期間)に、NISA口座を置く金融機関を変更出来ないことになっていましたが、投資家の利便性を向上させるため、平成27年1月1日以降は金融機関を毎年変更することが可能になります。

ただ条件として、その年(暦年)分の非課税枠(100万円)が未使用であること、その年の前年10月から1年の間に非課税口座を開設した金融機関から廃止通知書を受け取り、新たに開設する金融機関に提出することが必要となります。

(3) ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算廃止

現在はゴルフ会員権の売却により生じた損失は、総合課税の対象となり、事業所得や給与所得など他の所得と損益通算することができます。

しかし、今回の改正で平成26年4月1日以後の売却分については、損益通算が出来なくなります。元々所得税法では、生活に通常必要でない資産を売却した時の損失は損益通算できないと規定しています。これまでは美術品、貴金属、別荘などがこれらの資産に該当するとされてきましたが、今回の改正で新たにゴルフ会員権・リゾート会員権が追加されることとなりました。

利用されていないようなゴルフ会員権をお持ちで、しかも時価が低く、含み損が生じているような会員権については、来年の3月までに売却することをご検討ください。

2. 法人税関係

(1) 復興特別法人税の1年前倒し廃止

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度が課税事業年度となっており、通常の場合3年間課税される予定でしたが、課税事業年度が1年短縮されます。来年4月の消費税増税で景気の落ち込みが予想されるため、企業の負担を軽くする狙いがあると思われます。

(2) 交際費課税の見直し

平成 25 年度の税制改正により、資本金 1 億円以下の中小法人は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に支出した交際費について、年 800 万円までは全額税務上の経費として認められました。今回の改正では、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年間延長します。

①中小法人（資本金 1 億円以下）

- ・ 年 800 万円までの全額
- ・ 飲食関係で支出した交際費の 50%（上限額なし）

のいずれか有利な方を税務上の経費とすることができます。

②大法人（資本金 1 億円超）

飲食費として支出した交際費の 50%（上限額なし）を税務上の経費とすることができます。

従来、交際費が全く経費として認められていなかった資本金 1 億円超の法人について、50%まで経費として認められるのが、大きな変更点となりました。

また、ここで認められる飲食費には役員だけ、あるいは社内の者だけで飲食したような、いわゆる社内交際費は含まれませんので、ご注意ください。

(3) 所得拡大促進税制の拡充

所得拡大促進税制は平成 25 年度税制改正により創設され、以下の要件を満たす場合には、雇用者給与支給増加額に対して 10%の税額控除（大企業等については法人税額の 10%が限度、中小企業者等は 20%が限度）が認められています。

- ①その年の従業員に支払った給料の総額が前年よりも増えている。
- ②①の給与増加額が前年の総額の 5%以上である。
- ③平均給与支給額も前年を越えている。

この税制については適用要件が厳しいとの意見があったことから、②の給与支給額増加割合の要件（現行5%以上）が以下の通り緩和されました。

- a.平成27年4月1日前に開始する適用年度

…2%以上

- b.平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度…3%以上

- c.平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度…5%以上

また、③の平均給与支給額の計算についても、日雇い等のみを除く全ての国内の従業員が対象でしたが、継続雇用者に限定されることとなりました。継続雇用者とは、適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者のことを指すため、適用年度に新規で採用した者や、前年度で退職した者に対して支払った給与は除いて計算することとなります。

3. 資産税関係

これまであまり話が出なかったことで、今回の税制大綱が発表されて驚いたことなのですが、これまで認められていた相続した土地の売却に伴う相続税の取得費加算の特例がなくなります。紙幅の関係で詳しい説明は省きますが、この制度があるおかげで、相続した土地を売却した場合の譲渡所得税はほとんど気にすることはありませんでした。しかし、今後は相続した土地を売却しても税金を払うことになりそうです。

この改正に対する対策としては物納がありますので、今後は物納を選択することも考えなければならぬと思います。この改正は平成27年1月1日以降の相続について適用されるため、相続税の基礎控除の縮減、税率改正とも相まって、まさに相続増税という状況になりそうです。

このほか、消費税率の引き上げに伴い、自動車取得税の軽減・廃止、軽自動車税の引き上げなどが予定されています。

今回紹介させて頂いた税制改正は、3月に国会で成立した後に施行されるものです。ご質問等がありましたら当事務所の各担当までお問い合わせ下さい。

以上